**４　法律業務の国際化**

**（1）　インターナショナル・パートナーシップ（ＩＰ）について**

**①　はじめに**

　一昨年度、日弁連の国際法律業務の発展及び在り方に関する検討ワーキンググループ（以下「ＷＧ」という。）においては、インターナショナル・パートナーシップ（以下「ＩＰ」という。）の解禁問題について行った議論に関し、日弁連執行部に最終答申を行った。

　法律業務の国際的な問題といえば、長年、我が国への海外弁護士の進出、我が国から見れば海外の弁護士・法律サービスの輸入（インバウンド）の問題であった。1987（昭和62）年の外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（以下「外弁法」という。）の制定、その後の外国法事務弁護士の法律事務取扱いの範囲、内国弁護士との協同に関する規制の縮小等がその歴史である。

　ここで問題とするＩＰの解禁問題についても、その経過の延長線上で語られてきたし、その問題は本質的には変わっていない。しかしながら、最近、日本の大手法律事務所における積極的な海外展開、日本企業の海外進出に関する法律サービス提供の要請、法曹養成制度検討会議において弁護士の活動領域拡大の対象として海外業務が取り上げられていること等の状況が急速に生じてきており、異なる視点からの考察が必要となってきている。

**②　外国法事務弁護士制度とＩＰ**

　外弁法による外国法事務弁護士制度は、一定の要件の下に外国における弁護士相当資格者（以下「外国弁護士」という。）に日本国内における法曹資格を与えて外国法事務弁護士として日弁連に登録させ、一定範囲の法律事務の取扱いを認める制度であるが、当初禁止されていた日本弁護士との共同事業及び日本弁護士の雇用もおおむね解禁されてきており、海外のローファームのメンバーであっても、日本国内において外国法事務弁護士の資格を有して日弁連に登録している限りにおいては、日本弁護士と外国法共同事業を行うことによりローカルパートナーシップを組成することは許容されている。外国法事務弁護士制度は、自由度の高い先進的な制度であると評価されている一方で、日本国内における優良な国際法律業務に関するサービスの提供と日本国内における法秩序の維持のバランスを図っており、有効に機能している優秀な制度といっても過言ではない。

　一方、ＩＰは、定義はなく、また、多義的でもあると思われるが、外国法共同事業の定義に準じて考えると、外国弁護士（外国法事務弁護士を除く。）と弁護士又は弁護士法人とが、組合契約その他の継続的な契約により、共同して行う事業であって、法律事務を行うことを目的とするもの、ということになろうか。

　ＩＰは、現在まで、我が国の法制下では許容されないと考えられてきている。その理由は、主に、弁護士法72条及び27条の規定により規制されている非弁護士による法律事務取扱い及び非弁護士との提携の禁止に該当するということである。しかしながら、ＩＰが弁護士法72条及び27条に該当するのか否かについては、実際は必ずしも明確ではない。

この点については、弁護士でないＩＰという事業体又はそれを構成する外国弁護士が日本弁護士を通じて法律事務取扱いの主体となる点で弁護士法72条に違反するとする考え方があり得、一般には、非弁護士である外国弁護士が日本の弁護士と共同して法律事務を取り扱うことをもって非弁護士による法律事務取扱いと考えるのが通常であるが（ＷＧでの結論はこれによっている。）、ＩＰの実体は様々な形態があり得る点で、個別の行為の評価の問題ともいえる。また、資格者と共同する場合の同条の成否の問題については、詰めた検討はなされていない。

さらに、外国弁護士が日本弁護士を手足のように使って間接的に法律事務を取り扱うのであるとする考えもあり得るが、弁護士が主体的に法律事務を取り扱っている以上、刑罰法規である弁護士法72条の一般的な解釈としては困難を伴い、ケースバイケースであるとしても、明確に該当する場合というのは稀であろう。

その他、弁護士法72条の法律事務取扱いの周旋の禁止の該当性の問題と解する立場もあり得るが、同条は我が国の法秩序の維持を目的とするものであるから、我が国の法秩序に関しない事項は対象外と解され、基本的には海外における行為は対象外と解されている。そして、海外において行われる行為か、国内のそれかについては、外国弁護士の居所、周旋行為の場所、態様等、実際の法律事務が行われる蓋然性の高い場所、相手方の所在地、適用法令の種類等複雑な諸条件により判断されることになると思料されるので、この立場からは、ＩＰが弁護士法72条・27条違反であるかについては、そのおそれがあるとはいえるものの、ケースバイケースであり、ＩＰを組成するのみで明白に違反であるとは言い難い状況にある。

しかしながら、ＩＰが許容されるとすると、外国法事務弁護士の登録制度の潜脱を認めることにもつながりかねないこと、日弁連の弁護士職務基本規程では、弁護士報酬の分配の禁止及び依頼者紹介の対価の授受の禁止が定められており（12条及び13条）、これらに抵触することとなると解されることなど実質的な問題があり、ＩＰが弁護士法72条・27条に明白に違反するとは直ちに言えなくとも、全面的に許容されるとの結論は取り難いのが現状であろう。2009（平成21）年度の日弁連理事会においても、当時の会長・副会長が「インターナショナル・パートナーシップに対する考え方」を提出し、そこでは大要、ＩＰの形態によっては、弁護士法27条・72条、弁護士職務基本規程11条から13条までに違反する可能性があるとの見解が示されており、現在の考え方の趨勢と言ってよいと思われる。

**③　ＷＧにおける議論**

　ＷＧでは、2012（平成24）年1月、中間答申を出しており、そこでは、ＩＰについて、概要次のように語られた。

まず、アウトバウンドＩＰ（居住地が国外にある弁護士が、国外でＩＰに参加したりＩＰを組成したりすることと暫定的に定義）については原則として弁護士法72条・27条、弁護士職務規程11条から13条までに違反しないものとして、範囲、要件等を明確化した上で、許容すべきとした。

他方、インバウンドＩＰ（居住地が国内にある弁護士が、国内でＩＰに参加したりＩＰを組成したりすることと暫定的に定義）については、現行法上は認められないことを前提としつつ、将来の解禁の是非について検討し、弁護士の国際的活動の促進の観点から将来的に許容することが不可避との有力な意見があったが、現行外弁制度の潜脱等の弊害を生じさせる可能性があることから慎重であるべきとの意見が根強かった、今後、インバウンドＩＰの是非、要件及び弊害防止のための適切な担保措置等につき更に検討する、とされた。

その後、ＷＧでは議論が継続されたが、インバウンドＩＰについては、従前外国弁護士に関する制度の検討において常に存在していた外圧が現在は余り強くないこと、そもそもアウトバウンドＩＰ以上にインバウンドＩＰを認める積極的な必要性が乏しいとの意見が強いことに加えて、外国法事務弁護士制度との整合性を図ることの困難さ、日弁連に登録しない外国弁護士に対する監督の実効性の困難さその他有用な弊害防止措置を構築することの困難さ等から、現段階において積極的にこれを認めることは困難であるとの現状を踏まえ、最終答申においては、今後の検討に委ねられた。

一方で、アウトバウンドＩＰの許容性については、この最終答申において明確にされた。

**④　今後の課題**

　ＷＧの以上のような現状とは別に、ここ数年来、日本の大手法律事務所における積極的な海外拠点の展開がなされており、一定の法的ニーズが海外において生じてきている現状がある。また、日弁連は、弁護士の海外展開を促進するための方策等の検討のため、法務省、外務省、経済産業省、ＪＥＴＲＯ、経済団体等が参加する海外展開総合支援協議会に参加し、意見を述べてきている。さらに、日弁連は、中小企業の海外進出に関し、法的サービスの提供を充実させるため、中小企業の海外展開業務の法的支援に関するワーキンググループを立ち上げ、中小企業海外展開支援弁護士紹介制度を実施するなどしている。

　このような弁護士の海外展開が推進されるべきであるとすると、海外に展開して業務を行う弁護士が、他国の外国弁護士と協同することは必要不可欠であると思われる。そのような場合に選択できる協同の形態の範囲を明確に指し示すことが必要であることはもとより、不要な手枷足枷となるような方針を打ち出すことは、慎まなければならない。

　そのような観点で見た場合、海外に居住し、海外でＩＰを組成することのみが可能となるアウトバウンドＩＰの範囲で認めるということになった場合、若干狭いのではないかとも思われるものの、従前はそれすら明確に語られてこなかったことからすれば、1歩前進ともいえる。今後、上記のような弁護士の海外進出が進んできたときには、なお足りないと思われるものが具体的に明らかとなっていくであろうし、実際の弊害のおそれ等についても具体的に議論の対象となり得るものと思料される。そのような時に備えて、今後の議論を萎縮させないような配慮が望まれる。

**（2）　ＡＢＳ（Alternative Business Structure）について**

**①　はじめに**

　近年、内外において、非弁護士が所有又は経営に参加する法律事務所形態（ＡＢＳ（Alternative Business Structure））の是非について、特に2011（平成23）年にイギリスでこれが認められて以来、議論がされている。

　ＡＢＳの形態は広く、非弁護士の出資を認めるタイプと認めないタイプに分かれ、認めないタイプの場合、非弁護士に一定の持分又は議決権を認め、対象となる非弁護士の種類として隣接専門職である場合（ＭＤＰ型）と法律補助業務を行う一定の業種の者である場合（ＬＤＰ型）とがあると言われている。

　日本においては、いずれの型も現在認められていないものと解され、許容されるＭＤＰとしても、いわゆる経費共同型までと解されている。ここで問題とされているのは、出資を認めるタイプである。

**②　ＡＢＳの問題点**

　ＡＢＳ（以下、出資を認めるものに限定する。）は、非弁護士に法律事務所の出資・所有を認めるものであることから、法律事務所に所属する弁護士が、弁護士の独立性、社会正義の実現、依頼者利益の実現といった法曹のコア・バリューを犠牲にして非弁護士である出資者の利益追求を優先させるおそれが高いと言われている。さらに、秘密保持義務、非弁提携、報酬分配の禁止、依頼者紹介の対価の禁止等の弁護士倫理違反のおそれがあるものであって、このような弁護士による弁護士職の信頼の低下は、ひいては弁護士自治、司法制度への重大な懸念となり得るものと解されることから、日本においてこれが許容されるおそれは、近い将来においては考えがたいものと解される。

　しかしながら、現在、イギリス（イングランド・ウェールズ）、オーストラリア及びイタリアがこのようなＡＢＳの存在を認めており、日本においては、これらＡＢＳの構成員である外国弁護士について、外国法事務弁護士登録を認めるか否かという問題が生じている。これを認める場合、将来日本においてもＡＢＳの解禁を求められる事態は想定し得る。

　なお、2014（平成26）年度までの各国のＡＢＳ拡大・容認の動きは、思ったほど急速ではなく、イギリスにおいても緩やかな進展であり、シンガポール、カナダといった国で制限的な議論があるにとどまっているようである。

**③　ＡＢＳの許容性**

　従来、ドイツ及び欧州弁護士会評議会では、弁護士の独立性、先述のコア・バリューの問題から、ＡＢＳを否定していると言われている。日本においても同様であるが、法改正を経ずに外国法事務弁護士登録を認めないとすることについては、困難な問題もあるようである。

　外国法事務弁護士登録を認めないとするためには、原則として、ＡＢＳに所属する外国弁護士資格者は、外弁法にいう外国弁護士資格者ではないという必要があるが、当該外国において適法に弁護士資格を認めている場合に、これを否定するのは、やはり難問といえる。ここで登録を認めざるを得ないとした場合、先のＩＰと同様、非弁提携（弁護士法72条・27条違反）の問題とする余地はありそうであるが、やはり同条の適用については、個別の行為に対して適用・不適用が判断されるのであるから、ＡＢＳの構成員であるというのみで直ちに同条違反に問えるかは難しい問題となろう。

　日弁連においては、主として外国弁護士及び国際法律業務委員会において議論がなされており、上述のような懸念が表明され、外国法事務弁護士登録の際に生じる障害についての方策に関する意見も出されているようであるが、今後法務省その他関係団体等との協議も必要と考えられ、外国法事務弁護士登録の是非については、いまだ明確な結論は出されていない。

**④　今後の展望**

　出資型のＡＢＳの構成員である外国弁護士の外国法事務弁護士登録を認める場合、上記のようなＡＢＳの問題点があることから、日本の弁護士制度全体への信頼の失墜、弁護士自治への悪影響が認められる。また、そのような外国弁護士と外国法共同事業を営んだり、雇用されたりする弁護士についても、弁護士倫理上の問題が当然生じ得る。非弁護士の出資を認める法律事務所は、その資金力、競争力は当然ながら強大となり得るため、その他の外国法事務弁護士や日本の弁護士にとって、脅威となり得る点も問題である。

　以上のように、さまざまな問題をはらんでいるＡＢＳであるが、実際の問題としては、我々一般の弁護士にはあまりなじみがない問題のように見えるのも問題である。特に、当面、外国法事務弁護士登録の是非という形で議論されているため、より一層なじみが薄く感じられてしまっていると思われる。

しかしながら、この問題は、非弁護士が参加する法曹の形態を認めるという一面があることから、外国法事務弁護士登録を認める場合には、将来日本の弁護士界にもそのような影響が及び、司法制度の根幹そのものに重大な影響を与えかねないという面が看過されてはならないのであって、ことさら慎重に議論されることが望まれる。